

2025 年 6 月 5 日

各 位

会社名 株式会社 BuySell Technologies
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 徳重 浩介
(コード番号: 7685 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 小野 晃嗣
(TEL. 03-3359-0830)

**海外募集による新株式発行及び株式の海外売出しに係る
発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ**

当社は、2025 年 6 月 2 日開催の取締役会において決議いたしました海外募集による新株式発行（以下「本海外募集」）及び当社普通株式の海外売出し（以下「本海外売出し」）について、下記のとおり、発行価格及び売出価格等を決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 海外募集による新株式発行

(1) 発行価格（募集価格）	1 株につき 2,545 円
(2) 発行価格（募集価格）の総額	4,072,000,000 円
(3) 払込金額	1 株につき 2,416.41 円
(4) 払込金額の総額	3,866,256,000 円
(5) 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額 1,933,128,000 円 増加する資本準備金の額 1,933,128,000 円
(6) 払込期日	2025 年 6 月 17 日（火）
(7) 受渡期日	2025 年 6 月 18 日（水）

（注）引受人は払込金額で総額個別買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

2. 株式の海外売出し

(1) 売出価格	1 株につき 2,545 円
(2) 売出価格の総額	5,446,300,000 円
(3) 受渡期日	2025 年 6 月 18 日（水）

<ご参考>

1. 発行価格（募集価格）及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	2025 年 6 月 5 日（木）	2,679 円
(2) ディスカウント率		5.00%

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集及び本海外売出しに関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されておられません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行及び株式売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

2. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 (2025年6月5日時点)	29,257,160株
新株式発行による増加株式数	1,600,000株
新株式発行後の発行済株式総数	30,857,160株

3. 今回の調達資金の使途

本海外募集に係る差引手取概算額約 37 億円については、2024 年に実施した株式会社むすび及びレクストホールディングス株式会社との M&A を実行するにあたり行った金融機関からの借入の返済資金の一部として、2028 年 2 月末までに充当を予定しております。本海外募集による自己資本の拡充による財務基盤の強化を通じた借入余力の拡充により、リユース業界の企業を中心としたバリューアップの再現性が高い企業への機動的な M&A の実行可能性を高めるとともに、投資方針に沿った規律ある投資実行と型化された再現性の高い PMI の推進を通じて投資対効果を高め、投資リターン最大化による更なる企業価値の向上を目指してまいります。

詳細につきましては、2025 年 6 月 2 日に公表いたしました「海外募集による新株式発行及び株式の海外売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集及び本海外売出しに関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されておられません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行及び株式売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。